

舞台装置設計図企業内利用の複製

著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができる旨法30条に規定されているが、企業その他の団体において、**内部的に業務上利用**するために著作物を**複製する行為**は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあるとはいえないから、30条所定の**私的使用には該当しない**と解するのが相当である。

被告らは、会社における内部的利用のために第一設計図の複製をしたことが明らかであつて、その複製行為は、同法第30条所定の私的使用には該当しないから、原告の許諾を得る必要がないということとはできない

184 東京地判S52/7/22 舞台装置設計図事件

パロディ（モンタージュ）

最三判550328

モンタージュ写真の作成発行による**著作者**人格権の侵害

雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージュ写真を発行することは、**著作者人格権**を侵害する

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す



他人の写真を変更してモンタージュ写真を作成発行した場合に他人の写真における本質的な特徴自体を直接感得することができるときは、モンタージュ写真を一個の著作物とみることができるとしても、著作者人格権を侵害する

187 最判S55/3/28 パロディ・モンタージュ事件



美術鑑定証書事件

知財高裁221013



引用が許されるためには、引用して利用する方法や態様が**公正な慣行に合致**したもので、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要

引用としての利用に当たるか否かの判断においては、利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない



美術鑑定証書事件

著作物の鑑定のために複製を利用することは、著作権法の規定する**引用の目的**に含まれ、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまる

カラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、**経済的利益を得る機会が失われる**ということも考え難い

本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる**公正な慣行に合致**したものということができ、かつ、その引用の目的上でも、**正当な範囲内**のものである

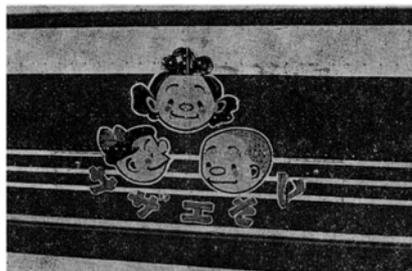
32条1項における引用として適法とされるためには、**利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でない**と解される

最決平成24年3月13日上告不受理

サザエさんバス車体事件 東京地裁510526

バスの車体にサザエさんのキャラクターである「サザエ」「カツオ」「ワカメ」の3人を描き都内を観光していた

無許諾の運行で、作者が立川バスを相手に著作権侵害で訴え、キャラクターは著作権上保護されるべきと認められた



頭部画は、誰がこれを見てもそこに連載漫画「サザエさん」の登場人物であるサザエさん、カツオ、ワカメが表現されていると感得されるようなものである。つまり、そこには連載漫画「サザエさん」の登場人物のキャラクターが表現されているものといえることができる。

ところで、本件頭部画と同一又は類似のものを「漫画サザエさん」の特定の箇所の中にあるいは見出し得るかも知れない。しかし、そのような対比をするまでもなく、本件においては、被告の本件行為は、原告が著作権を有する漫画「サザエさん」が長年月にわたって新聞紙上に掲載されて構成された漫画サザエさんのキャラクターを利用するものであつて、結局のところ原告の著作権を侵害するものといえるべきである。